

中国四国防衛局におけるプロジェクト・チームの設置・運営等に関する規則を次のように定める。

令和4年10月28日

中国四国防衛局長 今給黎 学

プロジェクト・チームの設置・運営等に関する規則

(目的)

第1条 中国四国防衛局（以下「局」という。）における特定の課題（以下「課題」という。）の処理に当たり、所属部署を横断して職員の持つ知識と創意を活用・集約することで、局内の能率的な事務の遂行を確保するとともに、組織の活性化を図ることを目的とする。

(設置及び期間)

第2条 プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）の設置に当たっては、中国四国防衛局長（以下「局長」という。）がプロジェクト名称とともに次の事項を内容とした設置要綱を定める。

- (1) プロジェクト・チーム名称
- (2) 設置の目的
- (3) 設置期間
- (4) 庶務担当課
- (5) その他

2 局長は、設置要綱を定めたとき及び改正したときは、各部長等に通知する。

(構成等)

第3条 チームの組織上の位置づけ及び構成は次に掲げるとおりとする。

- (1) チームは、局長直属の機関とし、チーム長及びチーム員をもって構成する。
- (2) チーム長は、総務部長をもって充てる。
- (3) チーム員は、局職員の中から様式1により募集する。
- (4) チーム長は、必要に応じて、チーム員からリーダーを指名することができる。

(チーム員の募集基準)

第4条 プロジェクトに幅広い意見や発想を取り込む必要から、チーム員については、知識・経験等に関係なく、課題に関心のある者とする。

2 チーム員に過不足がある場合は、必要に応じ局長が各部長の推薦する者を充てることができる。

(チーム員の任命等)

第5条 チーム員の任命書は様式2により直接本人に手交し、写しを所属部長に送付する。

2 チーム員の任期は、原則として、あらかじめ決定されたチームの設置期間

と同一とする。

(チーム会議)

第6条 チーム長は、原則、週1回、チーム会議を招集する。

2 チーム長は、必要と認めるときは、関係部課の長に対し、関係職員の出席を求めることができる。

(協力要請)

第7条 チーム長は、チームの職務遂行上必要があるときは、関係部課の長に資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(関係部課の協力)

第8条 関係部課の長は、関係職員の出席及び資料の提出その他必要な協力の要請があったときは、積極的に協力するものとする。

2 チーム長は、チーム員がプロジェクト業務を行うに当たって、その者の本来業務への影響が最小限となるよう配慮する。

3 チーム員が所属する部課の長は、チーム員が所掌業務と並行してプロジェクト業務に取り組めるよう協力する。

(報告)

第9条 チームは、与えられた課題について計画又は対応策を策定したときは、その内容について、文書により取りまとめ局長に報告する。

(庶務)

第10条 チームの庶務は、原則、課題に最も密接な関係性を有する課室において行うものとし、局長が指定する。

(解散)

第11条 チーム長は、課題が完遂したときは、文書により取りまとめ局長に報告し、報告を受けた局長はプロジェクト・チームを解散するものとする。

(設置期間の延長)

第12条 チーム長は、設置期間内に目的を達成することが困難と認めるときは、速やかにその旨を局長へ報告し、報告を受けた局長は設置期間の延長を行うことができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定めることができる。

附 則

この規則は、令和4年10月28日から施行する。

局長は、この規則の施行前においても、プロジェクト・チームの設置に関し、必要な手続を行うことができる。

様式 1
令和〇年〇月〇日

中国四国防衛局長

プロジェクト・チーム員の募集について

プロジェクト・チームの設置・運営等に関する規則（中国四国防衛局達第〇号）に基づき、別紙のとおりプロジェクト・チームを設置したので、同規則第 3 条に基づきチーム員を募集する。

- 1 プロジェクト・チーム名称
- 2 設置期間
- 3 応募期限
- 4 応募先

添付書類：別紙

様式2
中防総総第〇〇号
令和〇年〇月〇日

チーム員 あて

中国四国防衛局長

プロジェクト・チーム員の任命について

プロジェクト・チームの設置・運営等に関する規則（中国四国防衛局達第〇号）に基づく次のプロジェクト・チームのチーム員に貴職を任命する。

- 1 プロジェクト・チーム名称
- 2 チーム員の任期

写送付先：チーム員所属部長